

独立行政法人日本芸術文化振興会が保有する個人情報に関する電磁的記録の開示方法を定める規程

平成17年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第92号  
改正 令和4年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第456号  
改正 令和6年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第519号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項に基づき、電磁的記録の開示方法について次のとおり定める。

- 1 録音テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスクについては次に掲げる方法とする。
  - （1）当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
  - （2）当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製したものの交付
- 2 ビデオテープ又はビデオディスクについては次に掲げる方法とする。
  - （1）当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
  - （2）当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製したものの交付
- 3 電磁的記録（前2号又は映画フィルムに該当するものを除く。）については次に掲げる方法であって、独立行政法人日本芸術文化振興会が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により行うことができるものとする。
  - （1）当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
  - （2）当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
  - （3）当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（次に掲げる方法に該当するものを除く。）
  - （4）当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
  - （5）当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第456号）

この規程は、令和 4年4月1日から施行する。

附 則（令和 6年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第519号）

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。